

# 令和3年度多様な主体との人材マッチング事業実施委託 仕様書

## 1 目的

地域課題の解決を目指す市民活動団体や町内会・自治会等と、地域貢献に関心のある人材（プロボノワーカー）とをマッチングし、プロボノの活用による団体の基盤強化を図ることで、地域課題の解決に多層的に市民が関わる土壌づくりを行う。併せて、継続的な社会参加に向け、参加者のネットワーク形成を行う。

## 2 委託期間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）まで

## 3 実施概要

- (1) 地域貢献や社会参加のきっかけを探している参加者（以下「プロボノワーカー」という。）の募集
- (2) 市内で地域課題の解決等に向けた活動を行っており、ステップアップを目指す団体の募集
- (3) プロボノワーカーと団体のマッチングによる課題解決プロジェクトの実施
- (4) 参加するプロボノワーカー及び団体に対する説明会、事前オリエンテーション及び研修等の実施
- (5) プロボノの認知度向上を目的とした市民向け報告会の開催や広報物の作成

## 4 委託内容

- (1) 参加者（プロボノワーカー）の募集
  - ・地域貢献に関心のある市民を対象とした説明会の開催（全5回程度）  
※会場設営、会議進行等当日運営を行う。  
※（2）の団体向け説明会と合同で開催することも可。
  - ・プロボノワーカーの人数は40人程度を予定。  
※定数に満たない場合は、適宜、追加募集を行う。
  - ・チラシ等作成（5,000部程度）、HP告知制作等広報（1～2か月の広報期間を設定すること）  
※（2）の団体向け募集と合わせた内容とすることも可。
  - ・申込み、各種問い合わせ受付
  - ・プロボノワーカーの属性、状況及び課題意識の把握
- (2) 参加団体の募集と団体ヒアリング
  - ・町内会・自治会、NPO団体、市民活動団体等を対象とした説明会の開催（全5回程度）  
※会場設営、会議進行等当日運営を行う。  
※（1）のプロボノワーカー向け説明会と合同で開催することも可。
  - ・支援先団体数は10団体程度を予定。町内会・自治会の参加確保に努めること。
  - ・チラシ等作成（2,000部程度）、HP告知制作等広報（1～2か月の広報期間を設定すること）  
※（1）のプロボノワーカー向け募集と合わせた内容とすることも可。

- ・申込み、各種問い合わせ受付
- ・各団体の要望、課題のヒアリング
- (3) プロボノワーカーと参加団体のマッチング
  - ・参加者への周知・連絡
  - ・プロジェクトチームの編成
    - ※マッチングの方法については受注者が提案し、発注者と協議の上確定すること。
  - ・事前オリエンテーション、研修会の実施
- (4) 団体の課題解決に向けたプロジェクトの実施（支援活動の具体化、進行状況のフォロー）
  - ・プロボノワーカー及び団体が参加するキックオフミーティングの開催
  - ・ボランティア保険への加入及び支払い
  - ・会場設営、ファシリテート等の当日運営
  - ・キックオフミーティングの内容を踏まえた具体的な支援に向けた合意調整のサポート
  - ・支援状況の定期的な把握、状況報告
- (5) 振り返り会の実施
  - ※プロボノワーカー及び団体からの支援内容に関するフィードバックの集計及び分析を行うこと。
- (6) 市民向け報告会の開催
  - 事例発表や専門家の講演によるプロボノの認知度向上を目的とした市民向け事業報告会の開催
  - ・チラシ等作成（5,000部程度）、HP告知制作等広報
  - ・申込み、各種問合せ対応
  - ・会場設営、会議進行等当日運営
- (7) プロボノ広報チラシ、事例紹介等の作成
- (8) 各種説明会における会場・講師の手配及び支払い（オンライン開催の場合にはオンライン会議環境の整備）
- (9) 協働・連携ポータルサイト等を活用したプロボノに関する情報発信
- (10) 報告書の作成
- (11) その他

## 5 報告書

- (1) プログラムに関する配布資料等、プロボノワーカー及び支援先団体からの支援内容に関するフィードバックの集計及び分析、各イベントの実施結果等をまとめたものを作成する。
- (2) 上記（1）を踏まえ、市民の地域参加の促進や、団体活動支援におけるプロボノの継続的な活用等についての分析・提案を行う。
- (3) 納品方法は紙媒体にて2部及び電子データにて1部納品する。

## 6 留意事項

- (1) 受注者は、本業務を行う上で川崎市個人情報保護条例に規定する個人情報を取り扱う場合には、適正な維持管理を行わなければならない。
- (2) 本業務を実施するにあたっては、発注者及び受注者が協力して広報を行うものとする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視し、説明会や研修会等の実施方法について十

分な検討を行い対応すること。

- (4) 本契約に係る成果物の著作権、所有権等の権利は、市に帰属するものとする。また、市は、成果物について、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。なお、団体の課題解決に向けた各プロジェクトにおける提案書の著作権、所有権等の権利は、各団体に帰属とするか、団体の許可に基づき市は業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する。
- (5) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受注者は、発注者の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (6) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、川崎市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、発注者及び受注者双方の協議の上で決定するものとする。